

## 対象となる月

70歳の誕生日の翌月から老人保健で医療を受けます。ただし、月の初日が誕生日にあたる場合は、その月からの開始となります。

例

10月1日生まれ▼  
**10月から対象**  
10月2～31日生まれ▼  
**11月から対象**



70歳以上（寝たきりの人は65歳以上）の人は、すべて「老人保健制度」によって診療を受けることとなります。

新しく老人保健に該当する人へは、前月に八ガキでお知らせしますので、記入してある日時に印かん保険証を持参し、住民課国保年金係で手続きしてください。

# おとしよりの医療

## 診療を受けるとき

診療を受ける場合は必ず、①医療受給者証 ②健康手帳 ③保険証を病院、診療所の窓口に提出してください。

受診の際、支払う一部負担金（患者負担金）は下記のとおりです。

### ●外来受診の場合

3月31日までく1回>500円  
4月1日からく1回>530円  
1ヵ月4回まで  
5回目からは無料になります  
(一つの病院、診療所について)

※1ヵ月とは月の初日から末日まで

### ■外来の薬剤にかかる一部負担（投薬ごと）

内服薬 (1日分につき)	1種類	0円	外用薬 (湿布、目薬など)	1種類	50円
	2～3種類	30円		2種類	100円
	4～5種類	60円		3種類以上	150円
	6種類以上	100円	頓服薬 (解熱薬、鎮痛薬など)	1種類につき	10円

#### 対象とならない薬

- 入院したときの薬剤
- 注射、検査、処置、手術などの際に使用される薬剤

#### 対象とならない方

- 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方（認定証が必要となりますので、住民課国保年金係で申請してください。）

### ●入院の場合

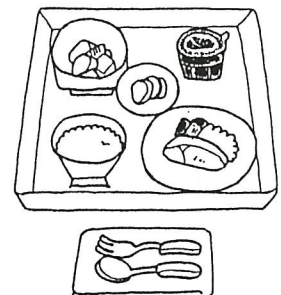
3月31日までく1日>1,100円  
4月1日からく1日>1,200円  
(住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者は500円)

### 入院時食事療養費の支給

入院中の1日の食事にかかる費用のうち一部（標準負担額）を被保険者の方々に負担していただき、残りを入院時食事療養費として国保が負担します。

### ■入院時の食事代の標準負担額（1日当たり）

一般		760円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	650円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	500円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている方		300円



※住民税非課税世帯等の方は標準負担額減額認定証が必要となりますので住民課国保年金係に申請して交付を受けてください。

問合せ 住民課国保年金係